

## 5. 学生生活

### (1) 学生心得

この心得は静岡産業技術専門学校の教育環境の向上と秩序維持のため、学生が遵守すべき事項である。

#### 1) 学生の責務

学生の本分をわきまえて行動し、相互に協力して明朗、円滑な学生生活を営み、心身共に健全で有能な社会人を目指し、修学、教養の錬磨に努力しなければならない。

#### 2) 学 習

ア) 教室は、知識、技術の修得と共に人間錬成の場である。欠席、遅刻、早退等のないように積極的な態度で臨まなければならない。

イ) 授業の開始、終了時には、立礼を行うこと。

ウ) 学習時間は静粛にし、積極的な態度で専心学習に努めること。

エ) 教師の許可を得ないで、教室から退席してはならない。

オ) 教材教具は丁寧に取扱い、電気、水道その他浪費しないこと。

カ) 遅刻、欠席をする場合は、事前に担任まで届け出ること。

キ) 学生への面会、電話連絡の取り次ぎは、原則として行わない。

#### 3) 礼 儀

礼儀は、親睦、敬愛の表れであって、集団生活を円滑に営む上で不可欠なものである。教職員、来客に対するあいさつ、学生相互間のあいさつは進んで行き、実社会生活に備えて礼儀、マナーを十分体得しておくことが望ましい。また、他の迷惑を顧みず、社会マナーに反した自己本位な行動は厳に慎まなければならない。

#### 4) 服 装

常に清潔、簡素で学生らしい服装・頭髪を整えなければならない。

#### 5) 喫 煙

健康増進法により学校敷地内は全面禁煙である。(加熱式たばこ・電子たばこを含む)

地域住民や他の学生に対して、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、学校周辺での喫煙をしないこと。

#### 6) その他

ア) 火災予防及び作業中の事故防止に注意すること。

イ) 掲示は、学生への連絡事項を伝達する重要な手段であるから、常に掲示への注意を払うこと。また、許可なく掲示物への記入、変更などをしてはならない。

ウ) 学内において物品の拾得、紛失又は盗難が生じた場合は、速やかに届け出ること。

エ) 次の事項については、願い出て許可を受けなければならない。

a 学内での集会、文書の掲示、配布、出版を行うとき。

b 金品を集めるとき。

c 世論調査を行うとき。

d 学外の団体加盟や集会参加を行うとき。

### (2) 通学方法、駐輪場等

1) 自転車通学をする者は、届出て、指定場所に駐輪すること。

2) 原動機付自転車は、以下に掲げる条件に該当し、届出た者に限り使用することができる。

#### 許可条件

- ア) 50cc未満、ヘルメット着用。
  - イ) 改造車でないこと。
  - ウ) 指定場所以外に駐輪しないこと。
  - エ) 交通違反等で運転禁止期間中でないこと。
  - オ) 迷惑運転を行わないこと。
  - カ) 任意保険に加入していること。
  - キ) 免許証の写しを提出すること。
- 3) 四輪自動車及び自動二輪車による通学は、学校が規定する条件を遵守し、使用許可願を提出した後、学校の許可を得た者に限り使用することができる。
- 4) 特別な事情がある場合は学校に申し出て、許可を受けること。
- 5) 交通、及び通学に関する注意事項
- ア) 交通規則を守り、交通マナーに反せぬよう注意すること。
  - イ) 登校は充分余裕をもって行うこと。
  - ウ) 万一、交通事故に遭った場合は、直ちに担任に届出ること。
  - エ) 車両の違法改造、違法改造車の運転または同乗など行わないこと。
  - オ) 暴走行為をしないこと。

#### (3) 学生の懲戒

- 1) 学則第37条に基づく懲戒は以下のとおりである。
- ア) 校長訓戒
  - イ) 謹慎
  - ウ) 停学
  - エ) 退学

#### (4) 学生証

- 1) 学生証は、当校の学生であることを証明するものであるから常に携帯しなければならない。
- 2) 通学定期券や学割乗車券の購入・利用の際は、学生証の提示が必要である。
- 3) 学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 4) 学生証の改ざん、他人への貸与・譲渡は絶対に行わないこと。
- 5) 紛失・盗難等に遭わぬよう、保管に充分注意すること。
- 6) 卒業・退学等によって学籍を失った時は速やかに返納しなければならない。

#### (5) 住 所

学生は入学当初にその住所を届出て、変更が生じた場合は、その都度学籍変更届にて届け出ること。保証人についても同様とする。

#### (6) 施設の利用

- 1) 学生は校舎、学内施設、教具、教材等を大切に取り扱い、特別に使用する場合は許可を受けなければならない。使用後は必ず清掃、手入れ、整理・整頓及び安全確認を行い、また、異常を認めた場合は直ちに教職員に連絡すること。故意または重大な過失により、破損・紛失した場合は弁償しなければならない。
- 2) 校内の美化・保全のため、施設等の使用に際しては常に美化に心掛ける。

## (7) 保 健

学生生活の基礎をなすものは健康である。常に健康維持に努めると共に、不注意・不節制により心身を損なうことのないよう注意することが大切である。保健について次のように実施する。

- 1) 年度当初、定期健康診断を実施する。
- 2) 学内で怪我をしたり、気分が悪くなった場合に備え、事務室に応急処置の薬品その他を常備する。
- 3) 学生が正課中、休憩時間中、学校行事中等に傷害を被った場合に備え、全員が学生生徒災害傷害保険に加入する。

## (8) 奨学制度

学生は、日本学生支援機構の貸与を受けることができる。当該学生は「健康で、学業・人物ともに優れ、学費支弁が困難と認められる者」が対象である。出願についてはあらかじめ学内に告示する。

## (9) 各種手続・証明書・手数料

証明書を必要とし、また、願書・届出を提出する場合は、次表によりそれぞれの取扱窓口を通じて手続きをしなければならない。なお、それぞれの届出用紙は該当する取扱窓口で受取ること。

手 続 種 別	取 扱 窓 口	手数料(円)	備 考
学生旅客運賃割引証	事 務 室	なし	
在 学 証 明 書	"	200	
成 績 証 明 書	"	200	
卒 業 見 込 証 明 書	"	200	
卒 業 証 明 書	"	200	
そ の 他 証 明 書	"	200	
復 学 願	担 任	なし	理由、保証人
退 学 願	"	なし	理由、保証人、学生証
休 学 願	"	なし	理由、保証人、学生証
転 科 願	"	なし	理由、保証人、学生証
編 入 学 願	事 務 室	なし	住民票
転 学 願	担 任	なし	理由、保証人、学生証
転 入 学 願	事 務 室	なし	
再 入 学 願	"	なし	
学 籍 変 更 届	担 任	なし	
登 校 許 可 証 明 書	"	なし	医師の署名
補 講 願	"	なし	
追 試 験 願	"	なし	
学 生 証 再 発 行 願	事 務 室	1,500	